

解説

マルチメディア社会をめぐる法律問題—知的財産権を中心として—



4. ネットワークをめぐる法的課題†

名 和 小 太 郎††

1. はじめに

米国のNII (National Information Infrastructure) 構想がきっかけとなり、通信ネットワークをめぐるさまざまな法的課題が議論の対象になりつつある。問題の要点は、第1に、ネットワーク上を流れる情報が日常的に国境を越えるようになったことである(越境データ流通)。技術は国境を越えて適用できる普遍性を持っているが、法律は国境の中でのみ効力を持つ。したがって、一方の国では合法的な情報や情報サービスが、他方の国では違法になることもありうる。この点で見ると、世界最大の情報産業(映画、CD、プログラムなど)を持つ米国はコモンロー(事例から帰納して法を作る)のもとにあるが、日本は大陸法(抽象的な法を適用して事例を判断する)のもとにある。通信ネットワークによる越境データ流通の増大は、この食い違いを顕在化するだろう。

問題の第2は、技術の急速かつ大幅な発展が既存の法律を形骸化し(例、コンピュータ犯罪)、逆に既存の法律が技術のさらなる発展を縛る(例、電子的データ交換)、という状況が生じてきたことにある。

以下、ここではネットワークに関する法的課題を階層化し、コンテンツのレベル(情報それ自体)、コンジットのレベル(情報の流通路)、情報基盤のレベル(社会システム)に整理し、それぞれについて例示的に説明したい。

2. コンテンツに関する法的課題

2.1 著作権

2.1.1 一般論

電子的情報(特にデジタル情報)は無限にオリジナルと同様のコピーを増殖できるために、手元にオリジナルを残しながら、多数者にコピーを送付できる。このために、オリジナルとコピーの区別は消え、したがって発信者は、一度ネットワーク上に送りだされた情報については、受信者が当該情報にさらなるコピーや加工を行うことを制御できない。

だが現行の著作権制度は次のような論理のうえに構成されている。それは「著作物のコピーは有体物(モノ)であり、自己増殖するものではなく、したがってコピーを市場で流通(頒布)させても、個々のコピーは常にだれかによってモノとして占有されている。この前提によって、著作者は、当該コピーについて、著作物流通事業者が行うさらなるコピーや流通まで制御できる」というものである。

ここに技術と法律との大きい乖離がある。

2.1.2 電子掲示板

1994年、マサチューセッツ連邦地裁でD. ラマツキアというMIT学生を被告とする訴訟があった²⁾。この事件は被告がサーバを設け、これをインターネットに接続し、ここをビジネス用、ゲーム用プログラムのアップロードとダウンロードの場としてオープンしたというものである。多数のユーザがここにアクセスし、100万ドル相当の著作権侵害があったと推定された。

問題は、第1に被告自身は何ひとつコピーしておらず、ユーザからまったく料金を徴収しなかったことにあり、第2にだれがどんなプログラムをコピーして利益を得たかを立証できないことにあ

† Legal Issues on Computer Network by Kotaro NAWA (Niigata University).

†† 新潟大学

った。このために FBI は被告を著作権侵害ではなく、未知の多数者と謀議をしたとして通信詐欺罪で起訴した。だが、これを法廷は法律の解釈の拡張すぎであるとして差し戻した。つまり被告を裁く法律がなかったことになる。

だが同様の事件が商用の電子掲示板で生じ、システム管理者が寄与侵害をしたという判例もある³⁾。これはアップロードされた原告の著作物からその商標が消去されており、これを被告の意図的な侵害行為の証拠と見なされたためである。

なお、米国法では著作権は情報が有体物に固定されることを条件としており、したがって保護はネットワーク上の電気信号には及ばない。この点について NII 知的財産作業部会は送信頒布権の導入が必要という主張を行っている⁴⁾。ただし日本法では有体物への固定条件はなく、有線送信権という権利を設けている。

さらに現行著作権法は放送については詳細なルールを設けているが、通信については基本的なルールがあるにすぎない。この点、現在進行しつつある通信～放送の融合現象についてどのように対応していくかが残された課題である⁵⁾。

2.1.3 データベース

米国最高裁は 1988 年にホワイトページの電話帳は著作権を持たないという判例を示した⁶⁾。米国法ではデータベースは編集著作物である（日本法ではデータベースの著作物は編集著作物とは別建てになっている）。この訴訟は出版社が電話会社の電話帳を無断コピーしたという行為に対するものであった。

判決は「編集著作権を付与するためには、第 1 に既存の素材、事実、データの収集、集積であり、第 2 にこれらが選択、調整、配列されており、第 3 にそこに創作性がある、という条件がなければならない。だが ABC 順のホワイトページには、第 3 の条件が欠けており、したがって著作権はない」というものであった。

それまで米国の下級審では第 1 と第 2 の条件さえあれば（つまりコストをかけていれば）著作権ありという「額に汗の理論」が通っていたが、これが否定されたことになる。

これに対して、コストをかけたデータベースにも権利を認めようという発想が出現し、EC 指令（加盟国の国内法の調和を図る指令）では、この

ようなデータベースにも「データ抽出利用権」を設定しようという提案がなされている⁷⁾。

ネットワークとの関係で見ると、データベース利用においてはダウンロードが不可欠である。これは法的にはコピーと見なされる。問題は全体のうちの程度以上のサブセットをダウンロードするとコピーになるかということである。この点については契約で決めるのが慣行である。たとえば「ケミカル・アブストラクト」では 2 万件（全データ件数の 0.2%）までとされている。

CD-ROM を購入し、これをサーバに搭載し構内 LAN で多数者が共同利用する場合には、その利用条件を契約で決めていることが多い。1 枚を多数者が利用する場合には割増料金をとり、1 社が複数枚を購入する場合には割引料金をつける。なお、日本法の有線送信権は構内 LAN には適用されない。

なお、政府保有のデータベースについては、米国ではインターネット経由でフリー・アクセスできるものを実験的に増大させている⁸⁾。これは米国著作権法が政府情報を著作権の目的としないためと、政府データベースの流通の促進を図る政府印刷局電子情報アクセス向上法が 1993 年に制定されているためである⁹⁾。

日本法では著作権の目的とならない政府情報は限定的であり、商業的な価値のあるものには政府が著作権を有するという解釈である。そのために政府保有のデータベースは国有財産法の適用を受ける。またオンライン・サービスをする政府保有のコンピュータは物品管理法の管理下に置かれる。この意味で米国のような自由なアクセスは、制度上は困難である。

2.1.4 電子図書館

著作権法は図書館が行うコピーについては、「知る権利」を保証し、それが商業的な利用でないという考え方に立って、著作権の行使を制限している。図書館におけるコピーの目的は、自館の保管のため、他館との相互貸借のため、ユーザのためと、3 種類に分かれる。

いずれの場合も、権利行使の制限は限定的である。コピーの方法について見ると、 photocopy、マイクロフィルムのような可視的コピーのみが認められ、再生的コピーであるデジタル化は対象外とされている。

相互貸借は図書館の主要業務と考えられており、長年にわたる慣行を持ち、今後ネットワーク化によって促進される分野と予想されている。ただし、この点について国立大学協会と日本複写権センターは著作権法の解釈を異にしている¹⁰⁾。その第1は、協会は著作物の公共性をセンターは著作者の権利を優先していることであり、第2は、コピーを許すユーザについて、センターが「直接の来館者」に限るべきだとしているのに対して協会が反対していることである。もし、センターの考え方が正当化されると、ネットワークによるユーザおよび図書館のサービスは実質的に否定されることとなる。

図書館の電子化にあたっては、さらに問題が生じる。この場合、著作物はハイパテキストの形で利用されることになると予想されるが、このとき、著作物はユーザのインタラクティブな行為によって切断、変形、再編集されることになる。だがこのような行為は、各国の著作権法のモデルとなっているベルヌ条約によれば、著作者人格権（この中に同一性保持権が含まれる）を侵害することとなる¹¹⁾。WWWも同じ問題をもつ。

この侵害を迂回するためには、たとえば米国法のように人格権の及ぶ範囲を「視覚作品」に限定するという方法もありうる¹²⁾。なお、この視覚作品には「聴視覚作品」は入らず、また電子出版、電子サービス、データベースも含まず、としている。

また、著作物の切断、変形、再編集はパロディ作品の特徴である。だが1994年に、米国最高裁は「パロディの制作にあたり他者の著作物を素材として使用することは、著作者の許諾を受けなくとも著作権侵害にならない」という判決を下した¹³⁾。

ただし、日本法に米国法のような柔軟性を求めることは当面は困難であると見られる。

2.2 表現の自由

2.2.1 一般論

最近、通信分野と放送分野のシステムが技術的、ビジネス的に融合しつつある。もともと、双方は異なる規律のもとで成長してきた。たとえば、通信はメッセージに対しては秘匿をむねとし（通信の秘密）、放送はメッセージに対して規律を排除してきた（表現の自由）。したがって双方の

融合は、たとえば電子掲示板における名誉毀損のように、新しい問題を生じている¹⁴⁾。

2.2.2 ダイアル・ア・ポルノ

米国では80年代に入り、ダイアル・ア・ポルノ（日本のダイアルQ²⁾）が出現した。このサービスは電話ネットワークを利用するという点では通信の性格を持ち、情報提供をするという点では放送の特徴を持っていた。

このサービスでは、未成年者の保護（ポルノ禁止）と表現の自由（ポルノ自由）とをどう両立させるべきかという問題をもたらした。このために訴訟は頻発し、80年を通じて通信法は2度改正され、連邦通信委員会は3回ガイドラインを設定した。

1989年、最高裁は「ダイアル・ア・ポルノ会社がサービスする‘わいせつ’なメッセージの禁止は憲法修正1条（表現の自由）の侵害にはならないが、‘下品’なメッセージの禁止は侵害になる」という判決を下した¹⁵⁾。わいせつと下品の区別については放送の場合に判例があり、「かりにブタという存在がわいせつ’であれば、ブタが家庭の居間に侵入してくる状態が‘下品’になる」という基準が示されていた¹⁶⁾。下品の禁止が違憲というのは「電話の場合にはわいせつなメッセージの流入を受信者が制御できる」という判断があったからである。同じ理由で、放送に対する上記判例は逆の判断を出していた。

別に「わいせつ基準がコミュニティの価値観で決められたものであれば（全国にわたり同一のものでなければ）、合憲である」という判例があった¹⁷⁾。この判例によれば、全国をカバーするダイアル・ア・ポルノは、州ごとに異なるわいせつ基準によって規制されることとなり、実質的にサービスできないこととなった。

3. コンジットに関する法的課題

コンジットについては、ここを通過するメッセージの信頼性を維持すること、つまり脆弱性対策が大きい課題となる。その内容は、通信の秘密と通信路のセキュリティとの維持となる。

3.1 通信の秘密

3.1.1 一般論

通信の秘密はつまるところプライバシー保護の問題となる。これについては、1980年にOECD

が採択したガイドラインの掲げる8原則がある¹⁸⁾。このガイドラインは「各国は、収集制限、データ品質、目的明確化、利用制限、安全保護、公開、個人参加、責任に関する原則にしたがって国内法を制定し、そのうえで情報の越境流通を促進せよ」と示していた。

なお、ECは1990年に個人データ保護に関する指令を提案している¹⁹⁾。これは、越境データ流通の条件を個人データ保護の原則の中に組み込んだ点に特徴を持っている。日本では1988年に適用分野を中央政府に限り個人情報保護法を制定している。

3.1.2 コーラID

現行の電話システムは発信者優先の発想で構築されている。したがって通話の開始にあたり、発信者は受信者を知っているが、受信者は発信者を知ることができない。この非対称性のために、受信者のプライバシーは一方的に侵害され、さまざまな迷惑電話（無言電話、わいせつ電話など）が生じている。

この非対称性を除くために、最近、米国では受信者の電話機に発信者の番号を表示できる装置を開発し、実用化している。これをコーラID (caller-ID) という。だが、この導入をめぐる、これは発信者のプライバシー侵害ではないかという反対論が生じた。納税者は税務署との、エイズ患者は医師との、家出人はソーシャル・ワーカーとの、内部告発者は新聞社との相談や通報をためらうかもしれないためである。

このような背景のもとに、1992年、ペンシルバニア最高裁は「コーラIDは州の盗聴禁止法違反である」という判決を下した²⁰⁾。コーラIDには、発信者の意思によって表示を抑制できる機能（呼ごと、回線ごとの双方がある）を備えたものもある。ペンシルバニアのように全面禁止の州は少数派であり、いずれかといえばコーラIDを認める州、表示抑制機能装備を義務づける州が多い。連邦通信委員会は1994年に州際通信についてはコーラIDを認める決定をした。

これまでプライバシー保護については、「国対個人」または「企業対個人」という枠組みでの議論が多かったが、ここでは「個人対個人」という新しい図式で問題が発生したことになる。

3.2 脆弱性対策

3.2.1 一般論

OECDは1992年に、情報システムのセキュリティに関するガイドラインを発表した²¹⁾。このガイドラインは「各国は、責任性、周知性、倫理性、多領域性、均衡性、統合性、適時性、再評価性、民主制の原則にしたがって適切な法律、行政、自主規制を確立せよ」と求めている。なお日本法は、刑法の中にコンピュータ犯罪に関する条文を組み込んでいるが、その適用範囲は米国法よりも狭い。

3.2.2 インタネット・ワーム

1988年11月2日、東部時間午後5時1分59秒に、コーネル大学の学生T. モリスはのちに「インタネット・ワーム」と呼ばれるプログラムをインタネットに送り込んだ。このプログラムは急速に増殖し、インタネットを経由して全米6,000のシステムに侵入し、これによる損害と復旧費は総額で500万～1,500万ドルに達した。

この学生はコンピュータ詐欺濫用法の被告第1号として告発された。だが、彼のワームはどんなシステムのファイルも破壊しておらず、彼自身いかなるファイルも盗み読みしてなかった。しかも、彼はコーネル大学のコンピュータにアクセスする権限を持っていた。コンピュータ詐欺濫用法は新しい法律であるために解釈で紛糾したが、結局、彼は有罪という判決を受けた²²⁾。

インタネットの開発者V. サーフは「インタネットにはセキュリティ機能が重要であり、そのため暗号システムも開発したが、連邦政府によってその輸出を禁止されている。45%のユーザが海外に存在するので、インタネットの防御はできない」と議会証言をしている²³⁾。

暗号技術は著作物の保護、プライバシーの保護、金融データの保護など、あらゆるアプリケーション分野で重要なものであるが、米国政府は一貫して、国家安全保障上、その管理に強い関心を持ち²⁴⁾、さらに輸出および国際標準化については消極的な態度を示している²⁵⁾。

4. 情報基盤の法的課題

米国のNII構想およびその修正版であるGII構想²⁶⁾、これに触発された欧州²⁷⁾と日本の計画^{28),29),30)}、これらを総合した1995年の情報サミ

ット議長総括は³¹⁾、いずれも情報基盤としてのネットワーク整備を提案している。

これらの構想は、ネットワークに対して、技術的には「シームレスな接続」つまり「オープン・アクセス」を保証し、社会的には「ユニバーサル・サービス」の実現を目指している。しかも、これを競争原理の働く市場の中で構築しようというものである。

4.1 オープン・アクセスの保証

通信ネットワークは「オープン・アクセス」つまり社会のいかなるユーザに対しても‘any to any’という「相互接続性」を保証しなければならない。課題は、この接続性を市場の自由化と技術の多様化の中でどのように実現していくかということになる。市場の自由化はここに参入するプレイヤーの数を増大させ、技術の多様化は技術仕様の複線化を導くことになるからである。この結果、さまざまなデファクト標準が出現し、その国際標準化は遅れることとなる³²⁾。

これまで技術標準の決定は通信分野ではITU-Tが、情報処理の分野ではISOとIECとが担当してきた。だが、たとえばコンピュータ・ネットワークに関する国際標準OSIを見た場合、制定には長期を要し、制定されたものには多くのオプションが組み込まれている。この結果、相互接続性については、かならずしも十分とはいえない。一方、この間に、デファクト標準としてのTCP/IPが全世界的に普及してしまったという事実がある。

このような環境の中では、オープン・アクセスを実現するためには、事前の標準化とともに、事後のインタフェース仕様の公開が必要となる。問題は、これを市場競争の中で実施しようかということになる^{33),34)}。

ここに現れる問題は、国際標準の決定にあたり、その中に私人の持つ知的所有権が含まれる場合の多くなったことである。一般に、標準化機関は「標準に含まれる知的所有権の権利者は、その知的所有権を無償または合理的な価格で無差別的に他者に公開すべし」というルールを設けている³⁵⁾。しかし、このルールは強制力を持つものではなく、現実には十分に機能していない。

たとえば1994年、ETSI (European Telecommunications Standards Institute) は欧州市

場で営業する企業に対して「ETSI標準に含まれる知的所有権を持つ企業は上記ルールにしたがうという保証を事前に提出すべきである」という提案を行ったが、米国企業の強い反対で実現できなかった³⁶⁾。

しかしながら、通信分野では‘any to any’を保証しなければ、その技術の普及は妨げられる。したがって、現実には、複数企業が特許プールを作って標準制定をするというコンソーシアムが組織されるようになってきた。MPEG2やATMの分野で具体例が活動している³⁷⁾。問題は、このような特許プールを独占禁止法の縛りから外すことができるか、ということになる。

4.2 新しいユニバーサル・サービスへ

「ユニバーサル・サービス」という概念は、20世紀初頭に電話分野でAT&Tが提案した「1つのポリシー、1つのシステム、ユニバーサル・サービス」という方針に示されている。のちにOECDはこれを「地理的に普遍的な利用可能性」「アクセスの無差別性」「普遍的な普及」の3条件を満たすサービスと定義している³⁸⁾。

これは電話事業が資本集約的であり、かつその固定部分が大きく、さらにユーザに対して技術的統一性を保証しなければならない、という性格を持つことから導かれた。つまり、電話事業には規模の経済が働き、市場独占によって事業者もユーザも二重投資を避けることができるという発想に基礎を置いている。これを認めたくえて「規制下での市場独占」を許したものがユニバーサル・サービスという理念になる。日本では電気通信事業法が「利用の公平」と「提供義務」という条項で、またNTT法が「責務」という条項で、このユニバーサル・サービスを規定している。

このユニバーサル・サービスの理念は、市場主導型をよしとする経済環境の中で、しだいに崩されつつある。たとえばGII構想は、インテルサットとインマルサットについて、その商用化と分割を提案している。この双方とも長期にわたり単一世界システムとして運用されてきた国際システムである³⁹⁾。この意味では南の国々を北の諸国と差別しないグローバルなユニバーサル・サービスであったともいえる。それを米国は市場優先の立場から否定しようとしている。

NII構想にはじまる各国の構想は、次世代のユ

ユニバーサル・サービスを「新しいユニバーサル・サービス」と呼び、これを「第1にハードウェア(例、カメラ、コンピュータ)、第2にコンテンツ(例、ビデオ番組、図書館)、第3にアプリケーションとソフトウェア、第4にシステム管理技術(例、相互運用性、セキュリティ基準)、第5に人材、をシームレスに接続するもの」と定義している。つまり、それは「第1にユーザに対して、第2にサービス・プロバイダに対して、第3にネットワーク・プロバイダに対して、第4に新しい技術に対して、それぞれオープンであるネットワーク・サービス」である⁴⁰⁾。

新しいユニバーサル・サービスに関する問題は、第1にこれを競争市場で実現することができるのか、第2にここで技術的統一性を確保できるのか、ということである。つまり市場で競争する多数のプレイヤーが、情報処理～通信～放送にわたる多くのアプリケーションについて、独占禁止法を侵害することなく、相互運用性を協力して保証できるか、ということになる。

4.3 社会システムとしてのアプリケーション

新しいユニバーサル・サービスは、公式には医療、教育などに関するアプリケーションであると提案されている。ただし、すでに稼働している社会システムには、「新しいユニバーサル・サービス」と同じ社会的責任を持つものがある。この種の社会システムとしては、現在、電子データ交換(EDI=Electronic Data Interchange)と電子資金振替(EFT=Electronic Fund Transfer)とがある。

EDIは「異なる組織間で、取引のためのメッセージを、通信回線を介して標準的な規約を用いて、コンピュータ間で交換すること」と定義されている。EDI規格は、情報伝達規格(例、全銀協手順)、情報表現規格(例、EIAJ手順)、業務運用規格、取引基本規約からなる⁴¹⁾。このうち業務運用規格は業界のガイドラインによって決められ、取引基本規約が法律のかかわる部分となる。

この部分については、契約の成立時期、データの取消と変更、安全対策、損害賠償、データの保管など、ペーパーレスによってさまざまな新しい法的課題が生じる⁴²⁾。この課題の解決にあたっては、既存の国内の商慣行や法律と折り合いをつけなければならないが、同時にネットワークによる

越境データ流通が日常化しつつあることを配慮すれば、国際的な制度とも調和をはからなければならない。とくに現在米国主導で進みつつあるCALS(Continuous Aquisition and Life-cycle Support)は、いわばEDIに関する標準群であり、この意味で注目する必要がある。

米国EFT法は、EFTを「金融機関に対してある口座への借方記入もしくは貸方記入を指図し、指示し、あるいは授権するのに、小切手、手形、もしくはそれに類する証書によらず、電子端末機、電話関連機器、コンピュータもしくは磁気テープを介して開始される資金振替」と定義している。

EFTには、EDIにおけると同様なペーパーレスに係わる諸問題のほかに、第1に、ある銀行の支払不能が他銀行に連鎖的に波及するというシステム・リスクにどう対応するかということと、第2に、取引上弱者となる消費者の保護をめぐる銀行と消費者との責任分担をどうすべきかという課題がある⁴³⁾。とくに後者については、消費者の責任負担額を限定すること(例、消費者の損害を、事件発生後2営業日以内では最大50ドルに限定—50ドル・ルール)や、銀行側の責任窓口を特定すること(例、仕向銀行がネットワーク上で生じたすべての事故について責任を持つ—ネットワーク責任)などが、問題となっている。

5. おわりに

現在、通信分野は急激な変化に直面している。80年代には学術研究用の小規模かつクラブ財的な存在であったインタネットが、この数年間に世界最大のコンピュータ・ネットワークに成長してしまった。インタネットはユーザが自己責任で運用するものであり、この意味で「ベスト・エフォート型」のサービスといえる。一方ユニバーサル・サービスは品質をコモン・キャリアが保証している。この相違はきわめて大きい(表-1参照)。

現在、インタネットは商用化しつつあり、企業、行政、家庭をユーザとして組み込みはじめた。インタネットは次世代のネットワークのプロトタイプであるという意見がある。もしそうであるとすれば、それを在来のユニバーサル・サービス型のネットワークとシームレスに接続する

表-1 在来型ネットワーク vs インタネット

	在来型ネットワーク	インタネット
運用責任	ユニバーサル・サービス型	ベスト・エフォート型
運用者	専門事業者	ボランティア
資金源	受益者負担	公共的負担
料金	従量制	定額制
適用業務	電話+FAX	Eメール-DBアクセス
ユーザ	企業+家庭	マートン型研究者
データ形式	音声主体	テキスト主体
端末	パッシブ	アクティブ
サービス地域	全国等しく	クラブ的
アクセス倫理	事業者管理	ユーザまかせ
セキュリティ	高い	低い
技術標準	国際標準	デフォクト標準
コンテンツ	秘匿	ユーザ共有
構築法	計画的	自然成長的
商用化	移行済(公社・株式会社)	移行中(公的助成廃止へ)

ためには、技術的のみならず、制度的にも、整備しなければならない課題は多い⁴⁹⁾。

参 考 文 献

- 1) NTIA: The National Information Infrastructure Agenda for Action (1993).
- 2) US v LaMacchia, No. 94 10092 RGS (D. Mass., 1994).
- 3) Playboy Enterprises v Frena, No. 93 489-Civ-J 20 (D. Fla., 1993).
- 4) IITF: Intellectual Property and the National Information Infrastructure (1994).
- 5) 文化庁: 著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ検討結果報告 (1995).
- 6) Feist Publication v Rural Telephone Service, No. 89 1909 (US, 1991).
- 7) CEC: Amended Proposal for a Council Directive on the Legal Protection of Database (1993).
- 8) Lewis, P: Internet Users Get Access to SEC Filing Fee Free, The New York Times (Jan. 17, 1994).
- 9) GPO: News Release, No. 94-9 (Sep. 27, 1994).
- 10) 浅野次郎: 文献複写をめぐる最近の動向, 情報の科学と技術, Vol. 42, No. 4 (1992).
- 11) 名和小太郎: デジタル技術対著作者人格権, 情報通信学会誌, Vol. 12, No. 4 (1995).
- 12) anon.: Visual Artists' Right in a Digital Age, Harvard Law Review, Vol. 107, p. 1977 (1994).
- 13) Campbell v Acuff Rose Music, No. 92 1292

- (US, 1994).
- 14) 郵政省電気通信局: 電子利用とネットワーク利用に関する調査研究会 (1994).
 - 15) Sable Communication of California v FCC, 492 US 115 (1989).
 - 16) FCC v Pacifica Foundation, 438 US 726 (1978).
 - 17) Miller v California, 413 US 15 (1973).
 - 18) OECD: Guidelines on the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data (1980).
 - 19) CEC: Amended Proposal for a Council Directive on the Protection of Individuals with Regard to the Processing of Personal Data and on the Free Movement of Such Data (1992).
 - 20) Barasch v Bell Telephone of Pennsylvania, 592 Pa. 523 (Sup. Ct. Pa. 1992).
 - 21) OECD Council: Guidelines for the Security of Information System (1992).
 - 22) US v Morris, 928 F. 2d 504 (2nd Cir. 1991).
 - 23) V. CERF: Internet Security, FDCH Congressional Testimony (Mar. 22, 1994).
 - 24) Denning, D and Smith, M: Key Escrowing Today, IEEE Communication Magazine (Sep. 1944).
 - 25) Messmer, E: Users may Fall Victim to Encryption Standards Battle, Network World (July 1994).
 - 26) IITF: The Global Information Infrastructure-Agenda for Cooperation (1995).
 - 27) Members of the High Level Group on the Information Society: Europe and the Global Information Society-Recommendations to the European Council (1994).
 - 28) 通商産業省: 高度情報化プログラム (1994).
 - 29) 電気通信審議会: 21世紀の知的社会への改革に向けて-情報通信基盤プログラム (1994).
 - 30) 高度情報通信社会推進本部: 高度情報通信社会推進に向けた基本方針 (1994).
 - 31) Chairs' Conclusion: Ministers from G-7 Countries and Members of the European Commission Met in Brussels on 25 and 26 February 1995 in the G-7 Ministerial Conference on the Information Society.
 - 32) 名和小太郎: 技術標準対知的所有権, 特許管理, Vol. 42, No. 4 (1992).
 - 33) 苗村憲司: 電気通信と情報技術の標準化をめぐって, ITUジャーナル, Vol. 24, No. 2 (1994).
 - 34) Noam, E: The Public Telecommunications Network, J. Communication (Winter, 1987).
 - 35) IEC: Reference to Patent Rights, 5.7, Annex A, Part 2, ISO/IEC Directive (1995).
 - 36) 石黒一憲: 知的財産権と標準化-ETSIの патент・ポリシーをめぐる摩擦の構図, ITUジャーナル, Vol. 24, No. 1 (1994).
 - 37) The ATM Forum Bylaw (1992).
 - 38) Garnham, N.: Universal Service, OECD (1989).

- 39) Muller, M. (稲村公望他訳) : インテルサットと非インテルサット系衛星通信システム, ITU 研究, No. 245 (1992).
- 40) Wolff, S: Progress in Consolidation of National Information Infrastructure, Network World Intercop 94 (1994).
- 41) 電子計算機相互運用環境整備委員会: 最新 EDI 事情 (1990).
- 42) 日本情報処理開発協会: 電子取引契約条項作成のポイント (1993).
- 43) 大蔵省エレクトロバンキング研究会: 電子資金取引について, 金融財政 (1988).
- 44) 名和小太郎: Internet をめぐる制度的課題, 法とコンピュータ, No. 12 (1994).

(平成7年1月24日受付)



名和小太郎 (正会員)

1931年生. 1956年東大理学部物理学科卒業. 工学博士. 石油資源開発(株), 旭化成工業(株), (株)旭リサーチセンターを経て, 1990年より新潟大学法学部教授(法情報学担当). 1970年代前半にコンピュータネットワークの開発に没頭. 著書「技術標準対知的所有権」(中公新書), 「雲を盗む」(朝日新聞社)ほか. 法とコンピュータ学会, 情報知識学会各会員.

